

『改訂 基礎から学ぶ財務知識』
誤記のお詫びと訂正のお願い

標記書籍におきまして、内容の一部に誤りがありました。誠に申し訳ございません。
お詫びして下記のとおり訂正いたします。

記

●186頁（第16章4）上から3行目～21行目〔記述内容を以下のように差替〕

その他有価証券の評価差額は、洗い替え方式にもとづき、翌期首において次のように戻し入れられます（金融商品会計基準18）。

（借）その他有価証券評価差額金 40百万円 （貸）その他有価証券 40百万円

仮に翌期においてこの有価証券が140百万円で売却されたとします。このときの会計処理は、次のようになります。

（借）現金預金 140百万円 （貸）その他有価証券 100百万円
その他有価証券売却益 40百万円

このように、有価証券を売却した時点で売却益40百万円が計上され、そのときに12百万円（＝40百万円×30%）の税負担が生じます。この税負担が生じる原因は、その他有価証券を評価替えしたときに発生しているため、税効果会計上は、その税額を評価替えを行った期において繰延税金負債として計上します。

したがって、税効果会計を適用したその他有価証券の評価替時の会計処理は、次のようになります。

（借）その他有価証券 40百万円 （貸）その他有価証券評価差額金 28百万円
繰延税金負債 12百万円

貸方の繰延税金負債もその他有価証券評価差額金と同様に、翌期首に洗い替え処理によって戻し入れられます。

以上